

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 営繕積算システムR I B C 2 賃貸借

2 契約の相手方

一般財団法人建築コスト管理システム研究所

3 随意契約理由

企画部・住宅部・市街地整備部において使用している営繕積算システムR I B C 2は、国土交通省・各都道府県・各政令指定都市の公共建築工事発注に用いる積算用プログラムとして開発された営繕積算システムR I B Cをベースに処理性能、操作性及び業務の性格上要求されるデータの機密性を十分配慮して、上記研究所が開発したものである。

営繕積算システムR I B C 2は、その内容において公共建築工事の特性が十分反映されたものとなっており、積算業務においてその使用に耐え得る性能を有する積算プログラムは他にはない。また、営繕積算システムR I B C 2の借入が可能なのは、積算プログラムの開発を行った上記研究所のみであるため、特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局企画部公共建築課企画設計グループ（電話番号 06-6208-9322）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市営住宅管理システムサーバ機器等 長期借入（再リース）

2 契約の相手方

NECキャピタルソリューション株式会社

3 随意契約理由

本業務は、サーバ機器等一式の機器リース期限満了に伴う機器更新を行うことにより、大阪市営住宅管理システム（以下、「本システム」という）の動作に必要な業務プログラムやデータ等を旧サーバから新サーバへ移行させる業務（以下、「移行業務」という）が完了するまでの10カ月間、現在借入しているサーバ機器等（以下、「現行サーバ機器等」という）を再リースするものである。

本システムの現行サーバ機器等の借入は、令和7年3月31日で満了する予定であるが、サーバのOS等の変更や本システムの改修スケジュールなどを踏まえて、本システムの安定稼働を確保し計画的に移行業務を進めるため、機器更新を令和8年1月に実施する予定である。したがって、その間現行サーバ機器等を再リースする必要がある。

以上のことから、現行サーバ機器等のリース業者であるNECキャピタルソリューション株式会社と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局住宅部管理課（電話：06-6208-9213）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市営住宅情報連携システムサーバ機器等 長期借入（再リース）

2 契約の相手方

NECキャピタルソリューション株式会社

3 随意契約理由

本業務は、サーバ機器等一式の機器リース期限満了に伴う機器更新を行うことにより、大阪市営住宅情報連携システム（以下、「本システム」という）の動作に必要な業務プログラムやデータ等を旧サーバから新サーバへ移行させる業務（以下、「移行業務」という）が完了するまでの8カ月間、現在借入しているサーバ機器等（以下、「現行サーバ機器等」という）を再リースするものである。

本システムの現行サーバ機器等の借入は、令和7年3月31日で満了する予定であるが、サーバのOS等の変更や本システムの改修スケジュールなどを踏まえて、本システムの安定稼働を確保し計画的に移行業務を進めるため、機器更新を令和7年11月に実施する予定である。したがって、その間現行サーバ機器等を再リースする必要がある。

以上のことから、現行サーバ機器等のリース業者であるNECキャピタルソリューション株式会社と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局住宅部管理課（電話：06-6208-9213）